

熊本哲之世田谷区長 様
および世田谷区長室 御中

平成 18 年 9 月 6 日

「補助 54 号線」事業認可申請に関する抗議と要請

私たちは 6 月 15 日に熊本世田谷区長と面談しました。その席で、要望に対する回答をしていただくことを求めましたが、「担当部署による結論が上がっていないために未だ回答は出来ない。結論が出次第、私たちに対し再面談し回答を行う。」とお約束なさいました。

しかしながら区長は、私たちに対し決定内容の説明を直接行うという約束を反故にし、「補助 54 号線」および「区画街路 10 号線」の事業認可申請を 7 月 31 日付けで東京都に提出してしまいました。私たちは区長ならびに区長室の対応について抗議するとともに、下記の要請をいたします。

要請：

1. 「補助 54 号線」「区画街路 10 号線」の事業認可申請の取り下げ

事業認可申請書の内容を拝見したところ、都市計画決定の内容と事業認可申請の内容が違っていることがわかりました。今回の申請書では、区画街路 10 号線は延長 64m、交通広場面積 5400 m²で申請されています。しかし、平成 15 年 1 月 31 日に告示された区画街路 10 号線の都市計画決定は延長約 60m、面積約 5300 m²です。都市計画法は事業内容が都市計画に適合している場合に事業認可の承認を行うことができるとしていますが、世田谷区が提出した事業認可申請の内容は、都市計画に合致しておらず、適合の要件を満たしていません。とりわけ、5300 m²の駅前広場は世田谷区の担当者がこの事業の面積として前提としていた数字です。100 m²も違っていたのならば、立退き対象者の権利や支出する税金を考慮すると、都市計画の再変更手続きを経てから臨むべきです。「補助 54 号線」と「区画街路 10 号線」の事業認可申請の責任者は世田谷区長です。世田谷区長は「補助 54 号線」ならびに「区画街路 10 号線」の事業認可申請を取り下げるとともに、街の魅力を破壊する道路計画の内容を見直してください。

2. 『地区計画』の都市計画決定作業の中止と内容の見直し

都市計画法 17 条は、計画案に対し関係市町村の住民が意見書を提出することを定めています。意見書を提出するには、十分な説明が行われていなければなりません。世田谷区の街づくり条例は、「必要があると認めるときは、説明会その他地区住民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」としています。しかし、5 月 26 日の「地区計画原案説明会」が成立したとみなされたことにはじまり、世田谷区はこれまで十分に「地区計画」に関する説明を行ってきているとは到底言えません。以上の経緯を踏まえると、区

民対象の説明会は開催されねばなりません。しかしながら、世田谷区はこれを開かず、10月の「都市計画審議会」では諮問を行い、平成18年度中に都市計画の決定を行おうとしています。このような拙速な作業は一時中止すべきです。『地区計画』の都市計画決定作業の中止と計画内容の見直しを行うことを要求します。

「54号線の見直しを求める下北沢商業者協議会」

代表 大木 雄 高

連絡先：03-3419-6261（ビッグトライ）

URL：<http://www.shimokita-sk.org/>

Mail：info@shimokita-sk.org